

高額な外来診療を受ける国保、後期高齢者医療被保険者の皆様へ

## 平成24年4月1日から

# 外来でも「限度額適用認定証」を提示すれば —医療機関での支払いが“限度額まで”となります

入院時の窓口負担額が限度額までの支払いで抑えられる「限度額適用認定証」が、4月1日から外来でも使えるようになります。外来診療での治療費や薬代が高額な場合に「限度額適用認定証」を提示することで、一医療機関の窓口での支払いを限度額までに抑えられます。

すでに「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、4月1日以降の外来診療時にも使用することができますので、病院や薬局等の窓口で提示してください。（ただし、認定証に記載されている有効期限までに限ります。）



### 平成24年3月末まで(外来の場合)

①医療機関や薬局  
などでいったん  
支払い

②町からの通知が届いた後、町へ申請して  
限度額を超えた分の支給を受ける

### 平成24年4月1日から(高額な外来診療、調剤を受けたとき)

役場福祉保健課  
(国保、後期高齢)



①事前に「限度額適用  
認定証」を申請する

被保険者



③窓口で「限度額適用  
認定証」を提示する  
⇒支払いが限度額まで  
になる(※)

病院・薬局など



②「限度額適用認定証」  
が交付される

※限度額(月当たり)は、世帯の  
所得に応じて異なります。

## ■対象者と手続き方法

高額な外来診療受診者(被保険者)	事前手続き	病院・薬局などで
・70歳未満の方 ・70歳以上の非課税世帯の方	印鑑、被保険者証をお持ちのうえ、役場福祉保健課(旧千畑庁舎)に申請してください。	「限度額適用認定証」を窓口で提示してください。
70歳以上75歳未満で、課税世帯の方	必要ありません	「高齢受給者証」を窓口で提示してください。
75歳以上で、課税世帯の方	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口で提示してください。

## ■「限度額適用認定証」を提示しなかった場合は…

「限度額適用認定証」を提示しなかった場合や右記①～③に該当する場合は、従来どおり、高額療養費の支給申請をしていただき、窓口で負担した額と限度額との差額が国保や後期高齢者医療から支給されます。このような方には、別途、町から通知をお届けしますので、その通知に沿って手続きを行ってください。

①複数の医療機関や薬局等にかかっている、その月の自己負担額の合計が限度額を超えたとき  
②同じ月に入院と外来の両方を受診し、それぞれの自己負担額の合計が限度額を超えたとき  
③同じ月に同一世帯で複数の方が受診し、それぞれの自己負担額の合計が限度額を超えたとき など

問い合わせ●町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

## 平成24年度 小規模修繕契約希望者を募集します

平成24年度の小規模修繕契約を希望する方は、要項をご確認のうえ、役場総務課管財班に登録申請をしてください。平成23年度の登録をされている方も新たに申請が必要です。

要項と申請書は総務課窓口で配布しています。また、町ホームページからもダウンロードできます。

### ■小規模な修繕とは

修繕の内容が軽易かつ履行が容易で、契約額が原則として50万円未満の工事

#### 【修繕の種類】

①大工職 ②ガラス工事、アルミ建材 ③畳 ④建具、家具修理・再生 ⑤装飾業、敷物 ⑥塗装(建築) ⑦左官業 ⑧建築板金業 ⑨電気設備工事 ⑩給排水衛生設備工事 ⑪鋼構造物工事 ⑫タイル工 ⑬造園管理 ⑭シャッター工事 ⑮自動車板金⑯その他修繕

### ■登録できる事業者

美郷町内に主たる事業所または住所を有する方（建設業の許可の有無、経営組織、作業員数等は問いません。）

### ■登録できない事業者

- ・希望する業種を履行するために必要な資格等を持っていない方
- ・町の入札参加資格者（指名願）名簿に登録されている方
- ・町税を滞納している方 など

### ■受付期間

3月5日(月)～3月30日(金) ※平日のみ  
午前8時30分～午後5時15分

### ■受付場所 美郷町役場 1階 総務課管財班

### ■登録の有効期間

平成24年4月1日～平成25年3月31日

### ■提出書類

	法人の方	個人の方
①	小規模修繕契約希望者登録申請書	
②	商業登記簿謄本（発行から3カ月以内）	住民票（発行から3カ月以内）
③	町税の納税証明書（直前1年分）法人町民税等	町税の納税証明書（平成23年度分）町民税等
④	希望する業種を履行するために必要な資格等の写し	

申し込み・問い合わせ ● 町総務課 管財班 ☎0187(84)1111(内線1213)

## 3月24日(土)、25日(日)の2日間は 六郷出張所・仙南出張所での戸籍関係証明書の発行ができません

戸籍電算システムの改修作業のため、3月24日(土)と25日(日)の2日間は、六郷出張所と仙南出張所での戸籍関係証明書の発行ができません。上記期間中に戸籍関係証明書が必要な方は、お早めに交付を受けてください。戸籍関係証明書の発行以外の業務は通常どおり行います。

### 各出張所で発行できない戸籍関係証明書

戸籍謄・抄本、除籍謄・抄本、戸籍附票、身分証明書 など

問い合わせ ● 町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903(内線1407)

## 不法投棄は絶対にやめましょう

美郷町南行政センター（旧役場仙南庁舎）前の古紙集積所で電子レンジやガスコンロなどが不法投棄されていました。不法投棄は廃棄物処理に関する法律や河川法などにより罰せられます。ごみは決められた方法で、指定された場所に出してください。



◀ 不法投棄された  
ワープロ、電子レンジ、  
ガスコンロ

問い合わせ ● 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903(内線1403)